

飯田市議会会議規則新旧対照表（最終 令和3年6月28日飯田市議会規則第1号）

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第83条—<u>第87条の2</u>）</p> <p>第2節～第7節 （略）</p> <p>（定足数に関する措置）</p> <p>第87条 （略）</p> <p>2 <u>会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p><u>（オンライン会議）</u></p> <p><u>第87条の2 飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンライン会議に出席した委員は、前条第1項、第89条、第92条、第101条第1項、第112条第2項、第130条及び第131条第1項の出席委員とみなす。</u></p> <p><u>2 この規則に定めるもののほか、オンライン会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンライン会議を含む。以下この章及び第5章において同じ。）への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第83条—<u>第87条</u>）</p> <p>第2節～第7節 （略）</p> <p>（定足数に関する措置）</p> <p>第87条 （略）</p> <p>2 <u>開議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p>2 （略）</p>

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン会議に出席する委員は、この限りでない。

(公述人の発言)

第131条の5 (略)

2 (略)

3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人をオンライン会議に参加させることができる。

4 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は会議から退席させることができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第131条の7 (略)

2 前項ただし書の規定は、オンライン会議に参加する公述人には適用しない。

(紹介議員の委員会出席)

第135条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、会議又はオンライン会議において紹介議員の説明を求めることができる。

2 (略)

(協議又は調整を行うための場)

第159条 (略)

2・3 (略)

4 招集権者は、災害の発生、感染症のまん延防止等その他やむを得ない事由により協議等の場を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認めるときは、オンライン会議に議員が参加することを許可

(不在委員)

第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(公述人の発言)

第131条の5 (略)

2 (略)

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第131条の7 (略)

(紹介議員の委員会出席)

第135条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 (略)

(協議又は調整を行うための場)

第159条 (略)

2・3 (略)

することができる。

5 前項の場合において、議員は、オンライン会議に出席するときは、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない。

6 招集権者は、第4項の規定による許可をするときは、当該許可を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって招集権者が相当と認める場所を指定して行うものとする。

7 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。